

Ⅱ 高圧ガス製造施設等変更許可申請

Ⅱ 高圧ガス製造施設等変更許可申請

第1 総 説

本節は、特定製造者が製造のための施設等の変更^{※1}をする際に必要な手続きについて定めたものです。

特定製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（以下「変更の工事」といいます。）又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければなりません（法第14条第1項）。ただし、変更の工事の場合、軽微な変更の工事^{※2}（法第14条第1項ただし書き）又は許可及び届出の不要な工事^{※3}に該当する場合がありますので、不明な点については、あらかじめ県に確認してください。

なお、許可を受けた変更の工事であって、コンビ則第17条で定められるものを除く工事（以下「特定変更工事」といいます。^{※4}）が完成したときは、知事等が行う完成検査により、製造施設が技術上の基準に適合していることが認められた後に使用できます。

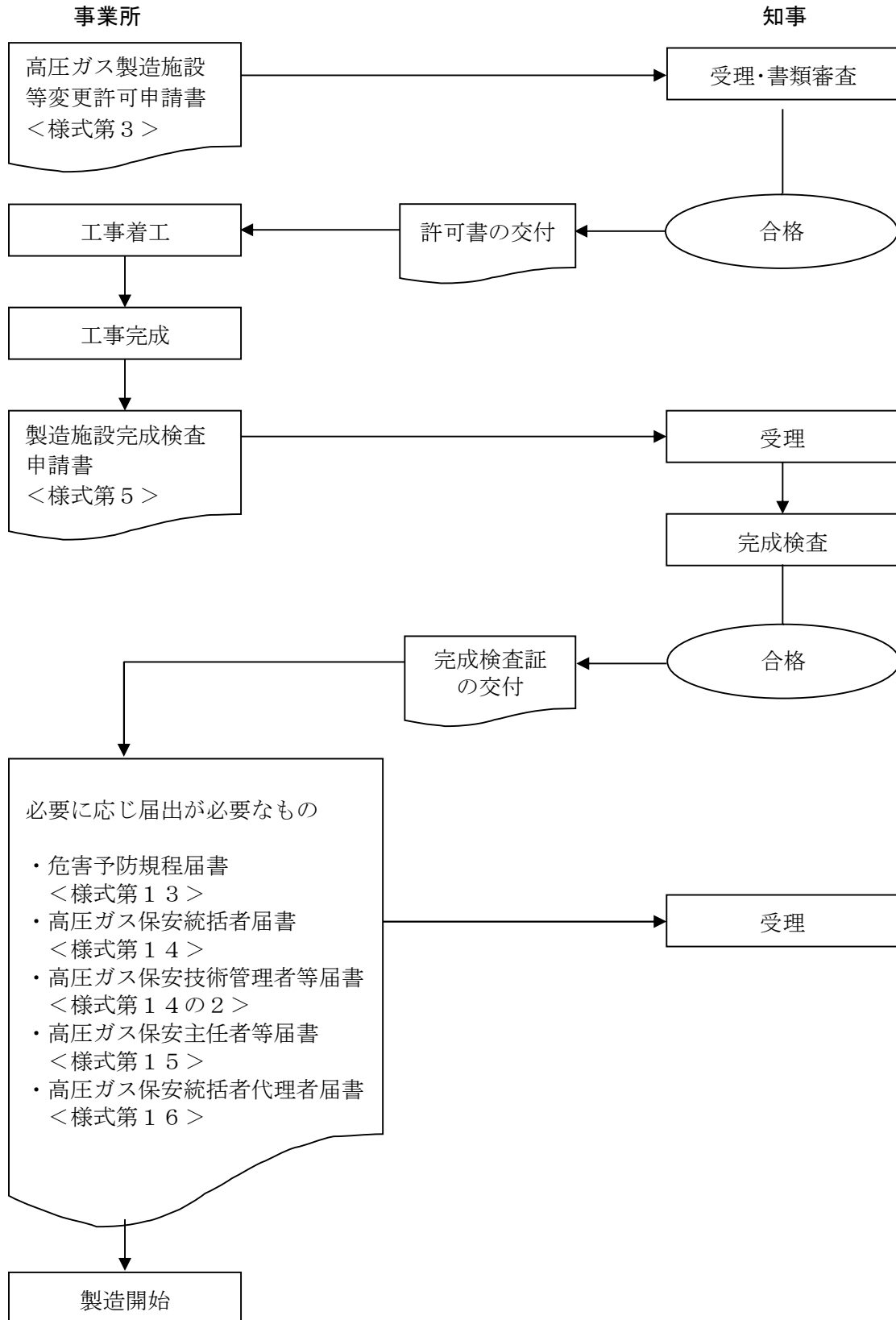
※1 「変更」には、技術上の基準に関係のない部分の変更は含まれません。

※2 軽微な変更の工事の範囲及び必要な手続き並びに許可及び届出の不要な工事の範囲については、「Ⅴ 届出関係」を参照してください。

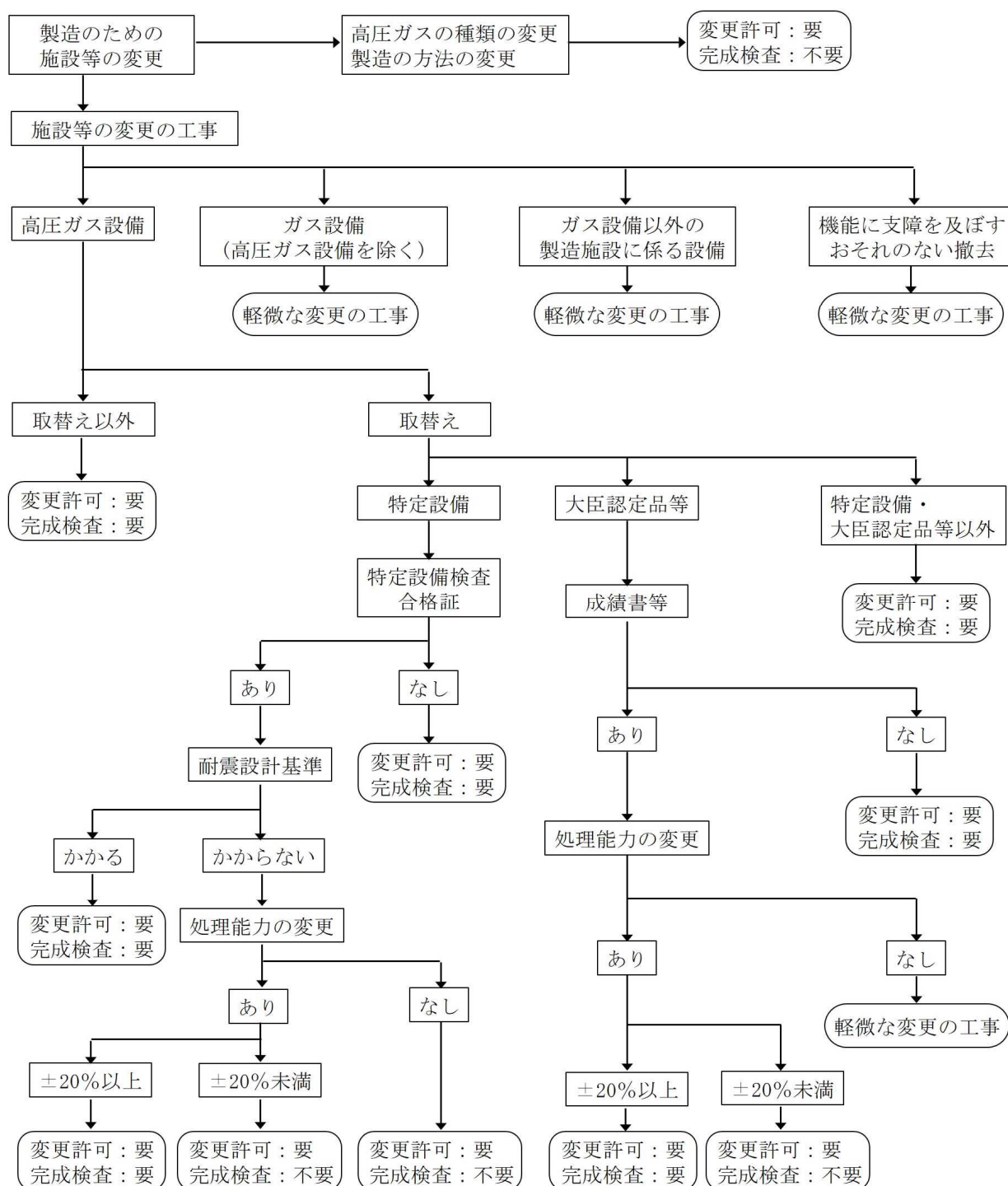
※3、※4

完成検査の手続き等及び特定変更工事に該当しない（完成検査を要しない）工事の範囲については、「Ⅲ 完成検査」を参照してください。

変更許可申請に係る手続きの流れ



製造施設等の変更に係る流れ



- ※ 特定設備に係る部品取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替えについては軽微な変更の工事に該当します。
- ※ 認定（完成・保安）検査実施者及び自主保安高度化事業者が行うことができる軽微な変更の工事並びに許可及び届出の不要な工事については、「V特定製造者に係る届出」を参照してください。
- ※ 手続きが不明な場合は、事前に県に確認し施設等の変更に着手してください。

第2 申請手続き

1 申請時期

許可を受けた後でなければ製造施設等の変更に着手できないので、余裕をもって申請してください。

2 申請手数料

申請書の裏面又は<様式Ⅰ-1>に、処理能力の増減量及び所定の手数料額を明記し、「茨城県収入証紙」を貼付してください。なお、証紙の貼付は、事前ヒアリング等で処理能力の確認を受けた上で行うようにしてください。（証紙に消印をしないでください。）

（注）ポンプ等処理設備を更新する場合、処理能力の増減量が手数料対象とならない（新たに設置する設備の処理能力が手数料の対象となる）場合があるので、注意してください。（例については「第3 2(2) 処理設備の処理能力等」を参照）

3 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

4 提出書類

- (1) 高圧ガス製造施設等変更許可申請書 <様式第3>
- (2) 製造施設等の変更の明細書<様式Ⅱ-1>

5 申請にあたっての留意事項

- (1) 定期修理工事等に係る変更、大幅な施設の変更等については、変更の内容について県に事前説明をしてください。
- (2) 申請書は施設ごと（許可を受けた特定施設ごと）、かつ同一の完成検査ごとを原則としてください。
- (3) その他「Ⅰ 高圧ガス製造許可申請」中の「第2 5 申請にあたっての留意事項」を参照してください。

第3 提出書類の記載方法

1 高圧ガス製造施設等変更許可申請書〈様式第3〉

「変更の種類」の欄には、例えば「〇〇製造施設に係る反応器（R-〇〇）の更新及び配管、バルブの変更工事等」のように、施設の名称と主な変更の内容を記載してください。その他の欄については、「I 高圧ガス製造許可」と同様に記載してください。

2 製造施設等変更の明細書〈様式II-1〉

原則として、製造施設ごとに、次の事項に留意し作成してください。また、必要に応じ、(8)から(10)までの書類を添付してください。

(1) 変更の目的等

- ア 様式に製造施設の名称、変更の目的、変更の内容を具体的に記載してください。
- イ 変更の目的の欄は、例えば「〇〇〇〇の老朽化のため、〇〇製造施設の塔槽類等を更新する」等、具体的に記載してください。
- ウ 変更の内容の欄に、次の記載例を参考に、具体的な変更内容を記載してください。また、変更の内容が複数ある場合は、それぞれに番号を付し、箇条書きで記載してください。

【変更の内容の記載例】

- 変更1-1 塔（TW-〇〇）の更新工事
老朽化のため、塔（TW-〇〇）を撤去し、新たに同型の塔を据え付ける。
なお、基礎は既存の基礎を用いる。
- 変更1-2 変更1-1に伴い、配管・バルブを一部撤去及び新設する。
- 変更2-1 常用の圧力の変更
運転条件の見直しに伴い、貯槽（T-〇〇）からバルブ（V-〇〇）までのガス設備の常用の圧力を〇〇MPaから〇〇MPaに変更する。

(2) 処理設備の処理能力等

- ア 変更前後の処理能力を高圧ガスの種類ごとにまとめ、処理能力の計算書を添付してください。また、処理能力の算出根拠となる書類を添付してください。
なお、処理能力等の算定にあたっては、「VIII 参考資料 第1 貯蔵能力、処理能力の計算について」を参照してください。
例：圧縮機等にあつては、シリンダー寸法、回転数等機器の仕様を示した書類
- イ 貯蔵能力、保安距離についても同様としてください。
- ウ 処理能力、貯蔵能力に変更がない場合には、「変更なし」と明記し、様式の添付を省略して差し支えありません。

【処理能力の変更等に係る手数料について】

- 例1 特定設備(熱交換器)の更新工事
処理能力 $a \text{ Nm}^3/\text{日}$ の熱交換器を撤去し、新たに処理能力 $b \text{ Nm}^3/\text{日}$ の熱交換器を据え付ける。
※処理能力は $(b - a) \text{ Nm}^3/\text{日}$ 増加し、 $b \text{ Nm}^3/\text{日}$ が手数料の対象となります。

例2 特定設備以外の高圧ガス設備（ポンプ）の更新工事

ア 処理能力が増減する場合

処理能力 $c \text{ Nm}^3/\text{日}$ のポンプを撤去し、新たに処理能力 $d \text{ Nm}^3/\text{日}$ のポンプを据え付ける。

※ 処理能力は $(d - c) \text{ Nm}^3/\text{日}$ 増加し、 $d \text{ Nm}^3/\text{日}$ が手数料の対象となります。

イ 処理能力が増減しない場合

(ア) 大臣認定品、保安協会検査品への更新

処理能力 $e \text{ Nm}^3/\text{日}$ のポンプを撤去し、新たに処理能力 $e \text{ Nm}^3/\text{日}$ の大臣認定品のポンプを据え付ける。

※ 処理能力に変更はなく、 $e \text{ Nm}^3/\text{日}$ が手数料の対象となります。

※ 軽微な変更の工事として届け出る場合については、V第1 高圧ガス製造施設軽微変更届を参照してください。

(イ) 大臣認定品、保安協会検査品以外への更新

処理能力 $f \text{ Nm}^3/\text{日}$ のポンプを撤去し、新たに処理能力 $f \text{ Nm}^3/\text{日}$ のポンプを据え付ける。

※ 処理能力に変更はなく、 $f \text{ Nm}^3/\text{日}$ が手数料の対象となります。

例3 予備設備を同仕様で更新する場合

「処理能力の増減はなし」とし、手数料は、当該設備（予備設備）の処理能力に対応する額とします。（例2 イと同様）

例4 ガス種類の変更に伴い、反応器の処理能力を $g \text{ Nm}^3/\text{日}$ から $h \text{ Nm}^3/\text{日}$ に変更する場合

※ 処理能力は $(h - g) \text{ Nm}^3/\text{日}$ 増加し、 $(h - g) \text{ Nm}^3/\text{日}$ が手数料対象となります。

(3) 処理設備の性能

機器一覧表<様式I-4-1～I-4-6>を、記載例を参考に作成してください。

(4) 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

記載例及び記載上の留意事項（次頁）を参考に記載してください。

(5) 製造施設を設計・施工するにあたって保安上特に配慮した事項

施設、設備の特殊性に応じ、設計施工段階から保安上特に配慮すべき事項及びその対応策を記載してください。

例：水素侵食、応力腐食割れ等に対する対応策等

(6) 完成検査実施機関（特定変更工事の場合）

完成検査を行う機関（知事、高圧ガス保安協会、指定完成検査実施機関又は認定完成検査実施者）を記載してください。

(7) 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面

隣接事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面を添付してください。

(8) 高圧ガス設備の使用の経歴及び保管の状態の記録

移設、転用又は再使用に係る高圧ガス設備については、使用の経歴及び保管状態の記録を添付してください。

なお、移設等に係るガス設備については、機器一覧表の事前検査データ欄に、当該ガス設備の当初設置時の完成検査における記録等を記載してください。

- ※1 移設とは、変更に係る製造設備内又はそれ以外の製造設備内のガス設備を取り外し、用いる場合とします。（当該設備に接続されるガス設備を更新するために一時的に取り外す場合等であって、P&IDにおいて設置位置が変わらないものを除きます。）
- ※2 転用とは、ガス設備の使用条件（ガスの種類、常用の圧力・温度）を変更する場合とします。また、機器の仕様（設計圧力・温度）を変更する場合を含むものとします。
- ※3 再使用とは、使用履歴があり、かつ、廃止（撤去）等により現に使用していないガス設備を用いる場合とします。

(9) 石災法との関係

石災法第9条に該当しない旨を示した書面の写し（石災法第2条第4号の第一種事業所であって同法第7条に該当する届出をすべきものに限る。）を添付してください。

例：同法第8条の規定に基づく「不指示」の旨を示した通知書の写し

3 技術上の基準に関する事項

(1) 記載方法

<記載例－I>を参考に作成したもの又は<記載例－I>の写しに必要事項を記入し、不要項目を線等で抹消したものを添付してください。

(2) 記載上の留意事項

ア 原則として製造施設ごとに作成してください。

イ 申請の内容に係らない条項等については、対応事項の欄又は備考の欄に、次によりその旨を明記し、対応事項欄を空白とするか、斜線等で抹消してください。ただし、(ア)から(ウ)までについては、項目自体を削除しても差し支えありません。

(ア) 該当なし

当該製造施設に適用されない条項

例：可燃性ガスのみを取り扱う製造施設における毒性ガスに係る条項

(イ) 変更なし

当該製造施設に適用されている条項のうち、申請の内容に直接係らない条項

例：境界線を変更しない場合の境界線の条項

(ウ) 適用除外

省令、通達等により適用を除外されている条項

例：既存設備のみの事業所における保安区画に係る条項

(エ) 既存対応

当該製造施設に適用されている条項であって、申請の内容に係るもののうち、既存の設備により技術上の基準に適合することが認められる条項

例1：安全弁を更新する場合で、既存の放出管に接続し、その開口部の位置に変更を伴わない場合

例2：可燃性ガスのガス設備を増設する場合で、変更後に必要な消火器の数、ガス漏えい検知器の数に変更前の時点で確保されている場合

ウ コンビ則第5条第1項第65号及び同条第2項第8号(容器置場), 第5条の2(コールド・エバポレータ), 第6条(特定液化石油ガススタンド), 第7条(圧縮天然ガススタンド), 第7条の2(液化天然ガススタンド), 第7条の3(圧縮水素スタンド), 第9条(コンビナート製造事業所間の導管以外の導管), 第10条(コンビナート製造事業所間の導管), 第11条(連絡方法)の基準に係らない場合, 又は変更しない場合, その旨を明記した上で, 当該条項に係る様式を省略して差し支えありません。

エ 添付する図面, 計算書等にインデックスを付け, 備考欄にその番号を記載してください。

オ 対応事項の欄中*の付してあるものについては, 該当する項目に○を記入してください。また, []内の語句については, 該当するものを○で囲んでください。

さらに, 一の条項の一部に該当しない項目又は適用除外項目がある場合, 当該項目については線で抹消し, 該当する項目のみ記入してください。

なお, 「変更なし」, 「既存対応」の場合も同様としてください。

カ 備考の欄の「□」は, 県のチェック欄であるので, 何も付さないでください。

4 技術上の基準に関する添付書類

(1) 「I 高圧ガス製造許可申請」に定める添付書類のうち, 変更の申請に関するものを添付してください。

(2) 図面, 書面等にあつては, 変更部分又は変更の前後を明確にしてください。

なお, 廃止部分, 仕様変更部分については, 色分け, 雲状枠等によりその範囲を明示してください。

第4 使用中の製造設備に係る変更等

使用中の高圧ガス設備に係る変更等をする場合に必要な対応については、上記のほか、以下のとおりとしますので、留意してください。

1 製造の方法（ガスの種類、常用の条件等）を変更する場合

製造施設が変更後においても技術上の基準に適合することを示せるよう、書類を添付してください。（例：常用の圧力を引き上げる場合、耐圧試験及び気密試験の結果等。）ただし、当初設置時の完成検査の記録等により当該ガス設備の材料、耐圧性能、気密性能又は強度に係る基準について適合することが示せる場合、これを機器一覧表の事前検査データ欄に記載し、書類の添付に代えることができるものとします。

なお、特定変更工事の一部として、完成検査で技術上の基準に適合していることを確認する場合についてはこの限りでないものとします。

2 特定設備に係る変更

特定設備に対して変更を行う場合、変更後においても当該設備が特定則で定められる基準に適合することを、原則として、KHKが実施する委託検査により示してください。ただし、変更が以下の場合はこの限りではありません。

- (1) 特定設備又はその部品を、新たに特定設備検査合格証（特定設備基準適合証）の交付を受ける特定設備に取替える場合
- (2) コンビ則第14条第6号又は第7号に定められる軽微な変更の工事若しくは部品取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替えの工事の場合
- (3) 設計圧力が30MPa未満の特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていない管台を同一の仕様で更新する場合であって、溶接に用いられる母材の種類が溶接母材告示（平成22年3月19日経済産業省告示第57号）で定められる要件を満たし、かつ溶接部の応力除去を必要としないことが認められる場合
- (4) 温度計等のさや管（当該特定設備の胴板又は鏡板に溶接されていないもの）を取替える場合
- (5) その他特定則に定められる基準（設計、材料、加工、溶接、構造等）に係らない変更等、委託検査が不要な変更であることが認められる場合

3 コールド・エバポレータ（CE）を移設する場合

CEを移設する場合、原則として、当該CEの以下の部分について、「CEに係る貯槽の移設に伴う性能検査基準（「平成29年7月14日付け20170718保局第1号」(1)I.高圧ガス保安法関係第20条関係）に従いKHKが実施する移設性能検査を受けてください。

- ・貯槽
- ・内槽と一体となっている配管であって外槽を貫通している配管の外槽の直近の第一継手部まで

4 高圧ガス設備の補修を行う場合

高圧ガス設備の耐圧部（胴板，鏡板，ノズル等）の減肉，きず等について，当該部の切断・取替えを伴わない補修（技術上の基準に関する事項の変更がないものに限ります。）を行う場合，原則として，許可は不要とします。ただし，溶接補修等については，保安上重大な影響を及ぼす工事となるため，当該設備の概要，減肉・きず等の状況・発生原因，補修方法，溶接方法，検査方法及び手続きについて，県と事前に協議してください。また，溶接補修を行った場合は，KHKS保安検査基準に従い，耐圧試験及び開放検査を実施してください。

なお，設備に特に影響を及ぼさない補修については，知事が実施する保安検査（書類検査）の際に報告することで足りるものします。

様式第3 (第13条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
		×整理番号		
高圧ガス製造施設等 変更許可申請書	特 定	×審査結果		
		×受理年月日	年 月 日	
		×許可番号		
		名称 (事業所の名称を含む。)		
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
変更の種類				

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
*事業所番号		法 人	事業所	
		⋮	⋮	⋮

製造施設等の変更の明細書

1 変更の目的等

(1) 製造施設の名称

--

(2) 変更の目的

--

(3) 変更の内容

--

2 処理設備の処理能力等

(1) 処理能力（事業所全体）

*減量は△で示す。

高圧ガスの種類		処理能力 (Nm ³ /D)		
		変更前	変更後	*増減量
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
合 計				

(2) 貯蔵能力（事業所全体）

高圧ガスの種類		貯蔵能力 (圧縮ガスはNm ³ , 液化ガスはkg)		
		変更前	変更後	*増減量
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
圧縮・液化				
合 計				

